

特別養護老人ホーム 白雪 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人博友会（以下、「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム 白雪（以下、「施設」という。）が行う指定介護福祉施設サービス（以下、「サービス」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援します。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（施設の名称及び所在地）

施設の名称及び所在地は次のとおりとします。

- 一 名称 特別養護老人ホーム 白雪
- 二 所在地 静岡県御殿場市川島田字南原270番地

第4条（施設の位置づけ）

施設は、（介護予防）短期入所生活介護白雪を併設し、当該事業所と一体的に運営するものとします。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第5条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。ただし、従業者は、併設事業所である（介護予防）短期入所生活介護白雪の従業者を合わせたもの

とします。

- 一 管理者 1人
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 医師 1人
入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。
- 三 生活相談員 2人以上
入居者又はその家族等からの生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 43人以上
入居者の日常生活全般にわたる介護業務、看護業務の補佐を行います。
- 五 看護職員 4人以上
看護師又は准看護師が、医師の指示の下、入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 六 介護支援専門員 2人以上
施設サービス計画の作成等を行います。
- 七 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- 八 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算及び入居者に対する栄養管理指導等を行います。
- 九 調理員 適当数又は委託による
栄養士の指示に基づき入居者等の食事を調理します。
- 十 宿直員 1人以上
夜間の安全及び防災管理のための宿直業務を行います。

2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、その他の従業者を置くことができます。

第3章 入居定員

第6条（入居者の定員）

入居できる定員は、120名とします。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第4章 設備及び備品等

第7条 (居室)

入居者の居室は、個室（定員1名）とし、車いすでの生活が可能な構造とします。居室にはベッド、便所、洗面及び収納スペースを設けています。各居室の面積は13.22㎡～15.58㎡です。

第8条 (共同生活室)

居室に近接して、各10人の入居者が談話・娯楽・集会室及び食堂として使用することができる共同生活室(リビングルーム)を設けます。

第9条 (医務室)

入居者の診療・治療のために、医務室(医療法に規定する診療所)を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

第10条 (浴室)

浴室には、入居者が使用しやすいよう、個別浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

第11条 (洗面所及び便所)

洗面所及び便所は、各居室のほか、必要に応じて各所に設けます。

第12条 (防火等設備)

スプリンクラー設備や防火区画の設置等により、初期消火や延焼の抑制に配慮した構造を確保します。また、非常警報設備の設置等による火災の早期発見・通報の体制を整備します。

第5章 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

第13条 (ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

ユニット数は12とし、ユニットごとの入居定員は次のとおりとします。

Aユニット (楠)	10名
Bユニット (白樺)	10名
Eユニット (山吹)	10名

Fユニット（牡丹）	10名
Gユニット（白百合）	10名
Hユニット（桜）	10名
Iユニット（椿）	10名
Jユニット（富士）	10名
Kユニット（足柄）	10名
Lユニット（金時）	10名
Mユニット（愛鷹）	10名
Nユニット（天城）	10名

第6章 契約及び運営

第14条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族等に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第15条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

- 2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めます。

第16条（入退居）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めます。
- 3 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。
- 4 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、医療機関又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 5 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めます。

- 6 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅で日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討します。なお、検討に当たっては、従業者間で協議します。
- 7 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族等の希望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行います。
- 8 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

第17条（施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」といいます。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者又はその家族等の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は他の従業者と協議の上で作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について入居者又はその家族等に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握します。

第18条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入居者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、入居者本位の適切な処置を行います。

- 2 施設は、サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族等

に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

- 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第19条（介護の内容）

介護に当たっては、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴させ、又は清拭を行います。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換します。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。
- 7 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせません。

第20条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入居者の心身の状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うように支援します。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 8：00～10：00

昼食 12：00～14：00

夕食 18：00～20：00

第21条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第22条（社会生活上の便宜の提供等）

施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援します。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族等が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図り、入居者と家族等の交流などの機会を確保するよう努めます。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めます。

第23条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第24条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ります。

第25条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3カ月以内の退院することが明らかに見込まれる場合には、入居者又はその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第26条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、当該サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 施設は、第1項、第2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 二 居住に要する費用
 - 三 入居者が選定する特別な食事を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 理美容代
 - 五 入居者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

- 六 その他、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 5 前項各号の費用の額は、重要事項説明書に記載する額とします。
- 6 第4項第2号の居住に要する費用については、入院時及び外泊時においても徴収するものとします。
- 7 施設は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族等に対して、サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ます。

第27条（利用料の変更等）

- 施設は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第8章 サービス利用に当たっての留意事項

第28条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を努めることとします。

第29条（面会時間）

面会時間は、原則8時から20時までとします。

第30条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。

第31条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

第32条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡をお願いします。

第33条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、可能な限り受診して頂きます。

第34条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第35条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 施設内外を問わず、無断で物品の売買及び金品の貸借をすること。
- 七 施設内において、無断で炊事、飲酒をすること。
- 八 所定場所以外で、喫煙すること。
- 九 無断で外出、外泊又は他人を宿泊させたりすること。

第36条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第9章 従業者の服務規程と質の確保

第37条（従業者の服務規律）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第38条（衛生管理）

施設は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

- 2 施設は、感染症の発生及びまん延の防止のための委員会を設置し、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。
- 3 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

第39条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 施設は、認知症対応力向上のために、介護に直接携わる職員に認知症介護基礎研修の機会を確保します。

第40条（個人情報保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者又はその家族等の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報の保護に関する規程を作成し、入居者又はその家族等の個人情報を使用・提供又は収集する場合には、入居者又はその家族等にその利用目的を公表します。

第10章 緊急時、非常時の対応

第41条（緊急時の対応）

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに医師及び入居者の家族等のほか、あらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第42条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、

医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、安全管理の徹底を行い、定期的に職員研修を実施することとします。

第43条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、地域住民との連携を図り、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るとともに、定期的に避難、誘導その他必要な訓練を実施します。

第11章 その他運営に関する重要事項

第44条（身体的拘束等の禁止）

施設は、サービスの提供に当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第45条（虐待防止のための措置に関する事項）

施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施します。

第46条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民等との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第47条（業務継続に向けた取組）

施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、サービスの提供が継続できるよう計画等の策定、従業者への研修及び訓練を実施します。

第48条（勤務体制等）

施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めます。

- 2 従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、次の各号に定める職員配置を行います。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員を配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

第49条（記録の整備）

施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第50条（苦情処理）

施設は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第51条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院及び利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第52条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 施設は、歯科治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第53条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

第54条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成18年 5月 1日から施行します。

この規程は、平成24年 2月 1日から施行します。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行します。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行します。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行します。